そうした関係者による取組としては、１の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による連携事業継続力強化の取組を組成するためのあっせん・情報交換の場の設定、委託事業者がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の中小受託事業者を対象とした一括支援等、地方公共団体が行う地域における面的連携の仲介や環境整備等が挙げられる。

株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府関係金融機関は、サプライチェーンの中核を担う中堅企業（法第二条第二項第三号又は第四号に該当するものをいう。）による中小企業との連携事業継続力強化に係る取組の促進に努めるものとする。

ト　（略）

３　事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

一～四　（略）

五　関係法令の遵守

国は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、受託中小企業振興法等、関係法令と整合的な事業継続力強化及び連携事業継続力強化の取組を促進するものとする。

六　（略）

そうした関係者による取組としては、１の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による連携事業継続力強化の取組を組成するためのあっせん・情報交換の場の設定、親事業者がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の下請中小企業者を対象とした一括支援等、地方公共団体が行う地域における面的連携の仲介や環境整備等が挙げられる。

株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府関係金融機関は、サプライチェーンの中核を担う中堅企業（法第二条第二項第三号又は第四号に該当するものをいう。）による中小企業との連携事業継続力強化に係る取組の促進に努めるものとする。

ト　（略）

３　事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

一～四　（略）

五　関係法令の遵守

国は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法等、関係法令と整合的な事業継続力強化及び連携事業継続力強化の取組を促進するものとする。

六　（略）

○厚生労働省
国土交通省
経済産業省告示第一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項及び第二十七条の十二の五第一項の規定に基づき、令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号（事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項又は第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　中小受託事業者その他の取引先（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を含む。）との適切な関係の構築の方針 三　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項又は第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　下請事業者その他の取引先（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を含む。）との適切な関係の構築の方針 三　（略）

○農林水産省告示第千九百八十一号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八条の三第三項の規定に基づき、平成二十二年農林水産省告示第五百三十五号（所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるもの）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和